

申入書

2021（令和3）年2月18日

〒323-0042 栃木県小山市外城 371-1

小山市教育委員会生涯スポーツ課内

おやま思川ざくらマラソン大会実行委員会事務局 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴会の申込規約及び大会規約には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴会の見解や対応につき、2021（令和3）年3月22日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴会からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

第1 申込規約 第1条について

自己都合による申込後の種目変更・キャンセル・権利譲渡・名義変更はできません。また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。

1 申入れの趣旨

申込規約 第1条のうち、「また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」を削除することを求めます。

2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。
- (2) 過剰入金あるいは重複入金など参加者（ランナー）がその支払義務を超える参加費等を支払った場合には、民法上、その超過支払分は不当利得として主催者に返還義務が生じることになることから（民法第703条）、申込規約の上記条項は、民法第703条と異なる合意を定めたものといえます。民法第703条は任意規定であり、消費者契約法第10条にいう「公の秩序に関しない規定」であることは明らかです。そして、上記条項が適用された場合に参加者（ランナー）は超過支払分の返還を受けることができないため、民法第703条が適用された場合に比して消費者の権利が制限される条項といえます。
- (3) 主催者による超過支払い分の返還を否定すべき合理的理由はなく、参加者（ランナー）の利益を一方的に害するものといえます。
- (4) したがって、「また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」との

条項は、消費者契約法第10条に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項を削除することを求めます。

第2 大会規約 第3条について

- 3 主催者は下記の事項において一切の責任を負いません。
- (1) 疾病及びその他の事故
 - (2) 紛失及び毀損
 - (3) 公共交通機関及び道路事情等による遅刻や事故
 - (4) 本大会における感染症への感染又は感染者への濃厚接触（これに付随関連して発生する一切の損害を含む）

1 申入れの趣旨

大会規約 第3条を削除することを求めます。

2 申入れの理由

消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号は、事業者の債務不履行若しくは不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項を無効としています。

例えば、参加者（ランナー）の所持品を預かったのであれば、無償で預かったとしても、自己の財産に対するのと同じの注意義務を怠った場合において主催者が損害賠償責任を負うことは明らかです（民法659条）。このように、事故、傷病以外でも、本件マラソン契約に伴って主催者が参加者（ランナー）に対して債務不履行責任あるいは不法行為責任を負う可能性は否定できません。

しかし、申込規約では、何らの限定を付することなく主催者の責任を免除しており、主催者の負う債務不履行責任および不法行為責任の全部を免

除するものとしており、無効となりえます。

したがって、大会規約第3条は、消費者契約法第8条第1項1号、3号に反するものとして無効であるといわざるを得ませんので、同条項を削除することを求めます。

以上